

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ
一

号外(一) 平成二十六年十二月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三県民生活相談センターの表五の項中「(という。)」の下に「及び不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十一年政令第二百十八号。以下この項中「令」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条」を「第十二条第十一項及び令第十条第一項において都道府県知事が行うこととされた法第六条」に、「違反行為差止め等の指示」を「命令」に改め、同欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び令」を加える。

附則

この訓令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成二十六年十二月一日

平成二十六年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社